

光が丘第八保育園民間委託化対策協議会（第2回）要点記録

平成17年2月19日（土）

於：光が丘体育館

文体はすべて「である」体、または体言止めに統一する。

区管理職以外は、保護者・区議会議員も含め、個人名を表示しない。

文中、「保護者側出席者」は「保護者」、「保護者側司会」は「司会」、「光が丘第八保育園」は「光八」と、「向山保育園」は「向山」と、「石神井町つつじ保育園」は「つつじ」と表記する。

司会 光が丘第八保育園民間委託化対策協議会、第2回を開催する。

（司会・記録係の指名。双方の委員自己紹介）

司会 議事案を提出する。委員の紹介、済み。議事案の提出を行う。第1回協議会合意事項の承認を、区、保護者、双方で行っていただきます。第1回において確認された協議課題についての議論。（イ）運営規定（案）の積み残し、未合意部分の論議と全体の合意を目指す。（ロ）録音資料の取り扱いについて説明をお願いする。（ハ）協議会検討事項について、討論する。第1回から第2回にかけて、変動事項などの確認、意見の聴取。必要ならば議論。今回合意事項の確認。次回協議会について。（イ）今回の積み残し事項についての確認。（ロ）次回協議項目の確認。（ハ）次回必要とされる資料の確認。（ニ）次回開催日程候補の提示。この形で今日の議事を進めたいが、いかがか。

課長 結構である。。（保護者側委員も了解）

司会 第1回協議会合意事項の承認を行う。

（第1回協議会合意事項文書へ双方とも署名）

保護者 このサインの意味について、基本的に、区長を始めとした区側が承認したと受け止めてよいか。

部長 当然、そうである。

司会 合意事項が承認されたので、公開の必要性が生じた。その点は具体的に運営事項に入っていないが、区側は公開について今の時点でどう考えているか聞きたい。

課長 情報公開の基本的なルールにのっとると、個人名等は非公開となる。

保護者 そういうことではなく、協議会で承認された合意事項は公開するという要領の規定がある。まだ、その辺を具体的に詰めていないが、どう考えているか聞きたい。

課長 区として、いつどのようにホームページに載せるのか考えてはいるが、現時点ではわからない点が多い。協議会の状況をホームページに載せるとしても、この文書をそのまま載せても、協議会委員や光八の保護者は理解できると思うが、一般の方に理解いただけないと思う。要点記録も同様の問題がある。

司会 要点記録よりも、今承認された合意事項だけで結構である。

課長 この文書をそのままというわけにはいかないと思う。協議会を1回ごとに載せるかどうかは別だが、区のホームページに載せていきたい。

司会 保護者側はそれでよいか。

保護者 その内容をこれから詰めて行くわけだから構わない。

司会 では、この時点ではよいということで、次に行く。第1回の協議課題について議論を行っていただきたい。まず、(イ)として、運営規定(案)の積み残し、未合意部分の議論、検討をお願いする。

保護者 前回と同じ方式でいく。4の(イ)の 。保護者側の作成者の意図が曖昧だったので保留になったところである。私どもの意味としては、協議会において必ずしも合意決定できないものがあるだろう。ただ、そのときに、どのようにしてそれを解消していくのか、そういう約束をするときに、あるいは、未合意の部分についてはどういった方策をもって臨みたいということを経済スケジュール・日付まで入れて実行してもらいたいということだ。

部長からここだけ言葉使いが違うのではないかという指摘があった。ただ、この部分は、今まで説明会で資料の提示を求めた際に、その資料の提出期限が守られなかったりしたことを考えて、その部分はぜひよろしく、ぜひ守ってほしい、という意味である。

部長 もう一度区側も、改めて読んだ。協議会なので、合意するもの、あるいは合意が難しいものもあるだろうと思っている。私どもが協議会に臨む姿勢として、合意したものは遵守すること、仮に合意に達しないものでも、保護者からいただいたご意見は、趣旨について生かしていきたい、そういう姿勢で臨んできたし、またこれからもそのように臨む。その中で、その趣旨を生かすことの期日を明確にして約束をしてほしいということだと受け止めている。では、いつまでにその趣旨をどういう形で生かすのかということまで、約束が果たしてできるだろうかという懸念を持っている。正直言って、ここの文章が必ず明記し、これを遵守することということが書かれているから、言葉として大変難しい注文という思いを持っている。いずれにしても趣旨を生かしていくということは姿勢として言っているので、その検討をして、その趣旨を生かす手段あるいは方法、またはいつまでというような日限が区の方で確定次第、示していくという趣旨であれば区としては了解する。

司会 その趣旨であれば、この文章のままでよいということか。

部長 そのとおりだ。

司会 保護者側はこれでいいか。

保護者 趣旨の部分だけ確認したい。協議会は、形を変えても、最後は全部合意するものである。合意しないままで協議会は終わらない。合意できない部分はあるが、最後は歩み寄った形で合意する。そのあたりの区側のスタンスを聞きたい。

部長 委託化に向けた個別課題の協議だから、当然、かなり細かい部分に入っていくはずだ。その場合に、どうしても区として皆さんとの間で合意に達しないということがあり得るだろうと思っている。もちろん歩み寄りが必要だ。しかし、そのためには時間がかかる。その時間まで明記して約束をするというのは、区にとってなかなか難しい話と思っています。

保護者 なぜ、明記できないのか理由を教えてください。

部長 前提として合意できないということには、それなりの理由があるわけである。その合意はできないが、趣旨を生かしていきたい。その趣旨を生かすための検討には

区としても時間が必要である。したがって、それが確定次第、お示しをすると申し上げたわけである。

保護者 前回は話したとおり、確認の日程というのは、その方策をいつまでにとるということではなく、例えばその方策をとる計画をいつまでに話す、という予定でもよいと申し上げている。その部分を曖昧にせずに、それに対する代案の検討結果はいつまでにお知らせするとういう意味であり、そういう意味も含んでいる。

部長 今、お話した内容であれば結構である。

司会 このままの文章で合意したということによいか。(合意)
では、次にいく。

保護者 5番。5の と、ここの部分については、同じことを繰り返し言っているのに を吸収させるということによいか。 が削除である。 が生きて、 が になって、 ははずす。

司会 区側はいかがか。

課長 結構である。

司会 では、合意ということによいか。(合意)
次にいく。7の(エ)。つまり公開の問題である。

保護者 前回、保護者側で、「行」という文字に変えると言ったが、作成者の意図としては効力の「効」でよかったということである。

(このあと「行」「効」の文字で単発的な会話が続くので省略)

保護者 正式な文書で効力が生じるということで、第三者も含めて公開の対象にしていくというふうに解釈するということによいか。

課長 区としては「効」の文字で、効力が発するという意味でも問題ないと考える。

司会 では、 は、発効の「効」を、前回「行」にしたが、「効」に戻し、(エ)の においても、「効」に直すということによいか。(合意)

保護者 (エ)の だが、(カ)の の後に として移動したい。公開の方法のことを言っているので、そこにまとめたいので後に回したい、よいか。

課長 結構である。

司会 音声データについて聞く。(オ)の は済んでいる。 は区側で確認をとるという話だったが、ご説明いただきたい。

課長 資料にも出してあるが、要点記録を文書として情報公開するというのが基本である。したがって、テープそのものをそのまま公開することはない。議事録をお互い確認し合うという場面もありうるので、区としては文書と同年限保存する。

司会 ということは、 はそのままよいということか。(合意)

司会 次に、先ほど出た件だが、(エ)の は(カ)の の後に として持ってくるということによいか。(合意)

(積み残していた項目についての単発的な会話なので一部省略)

司会 では、6、8、9について協議する。まず6の合意の問題である。

保護者 保護者側はこれでいいが、修正点等があれば伺いたい。

課長 この文面については結構である。

司会 では、6も合意とする。8協議会関連の連絡について行う。何か問題あるか。

課長 特に問題はない。

保護者 保護者側もない。 (合意)

司会 9個人情報の取り扱いについて協議する。別の項目で少し話題にはなったが、この項目としては扱っていない。常識的な表現と思うが、何かあるか。

課長 (ア)の に「法律等」には、区の条例も含んでいるということによいか。

保護者 その通りである。

課長 そうであれば結構である。

司会 他になければ、9も合意したということにする。 (合意)

司会 では、前回の修正と今日の合意事項を含めると、運営規定の形になる。区でまとめ、保護者が確認して、次回の協議会の冒頭で承認をとり、公開へ向けるということによいか。

課長 了解する。

保護者 今日合意した運営規定の中で、7(カ) だが、合意した事項については、この文書発効後3日以内にホームページに公開するというを守っていただきたい。

保護者 その公開の部分で、一応ここまで来たということで、「前略」でもいいので、とりあえず置いておくということが必要じゃないかと思う。よろしいか。

課長 要点記録についてだが、その中の皆さんや区側の発言の中で、個人が特定されてしまうものは文書でいえば黒塗りになる可能性もある。要点記録をつくる時に注意してやっているのでは出せると思うが、その点がある。検討事項記録については、確認されたものをそのまま出すことも可能だと思うが、少しわかりにくいという部分もあると思う。第三者的に見たときに、これだけ見てもなかなかわからない。お互い確認した記録だから、そのまま出すことに異論はない。

保護者 課長の話は確かにそうだが、これを一般の方々にわかりやすい形でまとめて、そのまとめたものをまた協議していく、ということをやっていると、もう時間がいくらあっても足りない。わかりにくいとは思いますが、合意し、サインした文書についてはそのままホームページで公開をお願いしたい。

課長 相互確認した文書だから、そういう形で公開する。ただ、発効後、3日以内の公開ということだが、営業日という考え方でよいか。私どもだけでなく、ホームページの担当者とも打ち合わせするので、土日の調整が難しい。

司会 了解である。では、そのようにお願いしたい。では、次に移る。(イ)と(ロ)で、録音資料の取り扱いというふうに分けてあったが、(イ)の中の録音資料の取り扱いについては話が済んでいるので、(ハ)の協議会検討事項についてしたいと思う。保護者側から提示してもらいたい。

保護者 これは私どもから、きのうの時点でお配りした資料だが、差し換えがあって申しわけない。今日配った資料に基づいて話す。協議会の協議項目については1月15日に区からもらったスケジュール(案)がある。項目自体は、それで結構だ。ただ、時間がかかるところもあると思いき、議論の順番だけを変えた協議項目の提案をしたい。これでいかがか。

司会 この文書は区にいつ行ったか。

課長 昨日である。

司会 区は、この文書について事前に検討しているか。

課長 順番について見解が違うところがある。

司会 では、とりあえず提出したということによいか。

課長 それで結構である。

司会 今回は、手違いもあったので、合意を次回に積み残してよいか。

部長 昨日いただき、私どもも中身を見た。本日、大幅に順番が違って差し換えという形になったので、時間をいただきたいと思う。ただ、私どもが検討をする際に、皆様が案をまとめられた趣旨、考え方をお聞かせいただければありがたい。

保護者 趣旨は、現行の保育の質を維持するために最も重要であろうと思われる順番から優先順位を挙げて並べかえただけである。保護者側が重視している順番ととらえていただいて構わない。

司会 趣旨の説明について、もう少し聞きたいところがあるか。

部長 区も新しいスケジュールを皆様に示しているの、その日程との兼ね合い、また、どこまでこれを深めていくのかという、細かい個別の項目の立て方、それらにかかわると思う。今、趣旨を説明してもらったので、それを踏まえて区の考え方を示したいと思う。

司会 では、この件については次回ということによいか。（双方了解）

司会 先に進める。になる。第1回から第2回にかけて、変動事項などの確認ということで、協議会のスパンはどれだけ短く見ても2週間だ。その間には前回の協議会で予見できなかった状況の変化が起こる可能性が十分にある。そのような懸案があれば提示し、将来的に討議することで対処できるか、性急に議論すべきか判断することが必要になる。議事進行上、以後の協議会で、前回合意事項の承認が済み次第、あるいはその日の協議が済み次第、その確認を行いたいと思うが、いかがか。先送りして処理しても大丈夫なもの、性急に話し合わなければいけないものも生じてくる。それにどういう対処をすればいいのかをお互いに話し合いたいということだ。

保護者 わかりやすく言うと、何か変わったことがあれば話をする時間をとりたいということだ。

部長 進め方として、次回の協議項目についてきちんと定めた上で進行していくということではあるが、当然、いろいろな状況が動いてくる、そういう可能性というのは否定できない。その場合にはそれに応じた進行を行っていくということだ。

司会 この形でその確認をとっていきたい。それでは、前回2月5日から今回2月19日までの間で、何かそのような懸案事項があったら提示してほしい。区はいかがか。

部長 どういう形で、あるいはどの程度の内容のことを話されているのか。

司会 それはそちらで判断して下さって結構だ。

部長 区の方であえて申し上げれば、2月5日の日に皆様に対し、2月10日までに新しいスケジュールについて示したいという約束をした。それについて2月10日に全保護者にお知らせしたという経過があったと認識している。

保護者 私どもは2月10日にもらっている「民間委託のスケジュールの提示について」という文書に先立って、区長が議会で所信表明をされた。その件については、私たちからすると、この協議会と矛盾していることを言っていると思う。どういう論理が

間にある矛盾していないかを私たちは推測できない。協議会がないがしろにされていると思う。なぜかと言うと、部長が前回ご提出いただいたスケジュール(案)の中で、プロポーザル公募に至るまでに大体6回の協議が必要であると判断しているにもかかわらず、この2週間に1回のスケジュールでは到底6回も、4月の公募までには間に合わないだろうに、どうして公募となるのか。6回分の協議を、どのようにして3月中に終わらせるという算段があってそのような所信表明がなされたのか、部長から説明いただきたい。

部長 まず、区長の所信について話す。これはあくまでも議会に対する区長の所信である。17年4月に1園、18年4月には2園の区立保育園の運営を民間委託するという当初の計画については、現在置かれている保育行政をとりまく状況を考えた場合には、早急に取り組まなければならない課題であるということをして区として議会にも示してきた経過がある。とりわけ光八については、その委託の実施の時期が非常に迫っているという中で、区として委託に向けてのスケジュールを判断しなければならない、そういう時期に来ていると考えたところである。これについては皆様にも約束をしているように、保護者全員に対して区としての考え方を示すということは前回も私どもから申し上げた。したがって、保護者に示すこと、また、議会に当初計画を話していることからすると、区長として、区の考え方が変わるわけであり、当然区議会にも示さなければならない、そういうことで所信で表明をしたものと理解している。

協議内容について、保護者側委員から話があった。1月15日の段階では、区としては、毎週1回進めさせていただきたい、具体的な協議項目としてはこれだけのものがある、ということを示させていただいた。しかし、区の提案には皆様の同意がいただけなかった。したがって、そのときのスケジュールは、その段階での毎週協議会を行うという前提の上で立てたものである。確かに事業者の選定基準に向けての協議はぜひでもやりたいという私どもの強い思いがあるので、新しいスケジュールが出たとしても、集中的に事業者の選定基準について、ぜひやっていただきたいというのが、私どもの思いである。当然、日程的に大変なのは事実なので、それに応じた協議の密度、これも高めなければならないだろう。そういう思いもあって、本日、募集要綱や選定基準の区の家を示させていただいている。したがって、6回が絶対に必要だということではなくて、新しいスケジュールに則して、我々としては1回1回の協議の内容も深めて、密度も高めていきたいと考えている。

保護者 いい加減なことを言うな。

保護者 全然説明になっていない。

保護者 そっちが6回と言った。

保護者 今のは答じゃない。

保護者 部長、いい加減にしてほしい。

部長 再三言っているが、6回必要だから毎週というのは、当面のスケジュールだと申し上げたはずだ。あくまでも毎週1回協議を行うという区の家、それに則して話をした。今回こういう形で2週間に1回のペースで協議できるというなかで、これからはそういう形で進めさせていただきたいと、そう考えている。

保護者 わからない。6回必要だと言ったのは、そっちだ。言っていることとやっていることが違う。

保護者 スケジュールのお願いについてだが、保護者が強くスケジュールを要求して、だから仕方なく出したみたいな言われ方をしているが、私たちが聞いたかったのはプロセスを含んだ日程である。最終をどこに置くかという話を聞きたくて、スケジュールの提出をしてほしいとは言っていない。

保護者 スケジュール出してもいい。保護者のだれが見ても納得ができる中身にしてほしい。4月までできるという説明をしてほしい。

部長 もちろん協議だから、区だけができると言っても、皆さん方との協議がなければ当然できないことはある。決して皆様からスケジュールを出せと言われたから出したという言い方はしていない。区としてこの時期に新しいスケジュールを示すことは当然区の判断として行ったわけであるから、当然前回の協議会の中で皆様から強い要請があったことはもちろんあったが、それはそれとして区として判断をして示したということだ。今、話をいただいたその内容、すなわち4月のプロポーザルの公募、そして、中旬に予定されている選定の手続については、それまでに協議会の中で選定基準について皆様の意見をいただき、協議をしていきたい。

保護者 4月までの日程を具体的にどう考えているのか。

保護者 部長の話を見ると、4月に公募をするという。協議会は2週間に一遍と仮にして、何回できるのか。

保護者 3回。

保護者 ホワイトボードに具体的なタイムスケジュールを書いてほしい。土曜日に協議会を行うとして、3月中までにぎりぎりやって何回できるのかを確認したい。

保護者 できて3回だ。3回の中で協議ができて合意に達すると考えているということか。その具体的な根拠を、説明をいただきたい。

部長 区としては、選定基準の原案は既に示している。プロポーザル募集要項も、原案だが示している。今回示したのは、日付を変えているのと、今までの皆様との話の中でいただいた意見を踏まえ、選定基準について再度精査をして若干の訂正を加えたものを示している。したがって、次回からはその内容について皆様と協議に入るものと考えている。原案を出しているのだから、その原案に則した形で皆様とのさまざまな項目についての意見をいただくことをぜひやっていきたい。その中で、さまざまなご意見があり、合意に達するものもあるだろうし、どうしてもできないというものもあるだろう。それについては、先ほど言ったように、皆様の趣旨を生かすような形でいきたい。実際の引き継ぎ期間も同様な形で進めていきたい。

保護者 ここで協議するということではなかったのか。今の話を聞くと、案はもう示している、当然考えているということを行っている。この協議会の中で、4月までもう3回しかないという中で、要は協議をするなど、言われたとおりやれというように、部長が言っているように聞こえる。違うか。

部長 確かに期間的に短い。私どももこの4月にプロポーザル公募を実施したいというのがベースになっているのは事実である。その中で、区としてできることは、可能な限り資料として示しながら、皆様が協議会の中で議論が可能となるような前提の

資料は出ささせていただく。協議会の中で協議をすることはそのとおりだと思っている。そのために事前の提出物やその他について、本日合意された協議会のルールにのっとってやっていきたい。

保護者 仮に4月まであと3回として、我々が案で出したスケジュールで積み残しがあったとして、プロポーザルを強行的にやったとする。その後、業者が決まりましたと。でも、検討事項はいっぱい残っていますと。その先、我々は、では誰と協議を進めるのか。

部長 協議会はこの要領に基づいて行うものである。いつまでにやるかについては皆様と協議の上決定するわけだから、この協議会については引き続き協議項目について協議をしていくと認識している。

保護者 それは区と協議するということか。

部長 そのとおりだ。

保護者 仮に業者が決まる過程を想定する。業者が限られた予算の中で4月のプロポーザルに応じて、見積りつきで応募する。当然、価格についての審査も入っていると思うが、一方では、協議が5月、6月も続いている、4月当初の仕様からかけ離れたり、さらにもっと仕様が厚くなるという可能性もある。その場合はどうするのか。それでも業者にあくまでその予算でやらせるのか。

部長 区としては5月の月上旬に契約をするという予定である。つまり4月のプロポーザル、そして選定手続、5月には契約をするという流れだ。したがって、契約をした上で皆様方との話し合いの中で出てくるものということはあるかと思う。その場合に契約の変更、内容の変更ということは、可能性としては当然ある話だと思っている。契約を結んだからできないと言うつもりはない。ただ、内容によっては、区として申し上げさせていただくこともあるとは思っている。

保護者 仕様が膨らんだら、改めてもう一度業者と契約を取り交わし直すということか。

部長 契約の変更ということがあり得るだろうということだ。

保護者 大前提として、なぜ9月から委託開始なのか。年度途中は、非常にリスクだ。子どもたちも、途中がらっと変わってしまうという状況に置かれるわけだ。4月公募、9月開始というスケジュールになぜなったのかということを知りたい。

課長 区としては17年4月当初実施ということで計画していた。いろいろな話し合い、そういう状況の中でそれが難しいというところに来て、今回スケジュールの見直しを行ったというところである。区としては、なるべく早く事業者の選定をして、事業者にもいろいろな話し合いの中に入らせ、保育園の運営を円滑に進めていくという考え方もある。引き継ぎ期間については、2カ月間の引き継ぎということを考えていたが、6月、7月、8月の3カ月の引き継ぎ期間をとり、9月に実施をするという一連の流れの中で9月に実施という判断をした。

保護者 昨年の8月の時点で、私たちは平成17年4月は無理だ、区の話聞いてもそんなことはできるわけではない、子どもの安全を考えたらそんなことは無理だ、ということは主張してきた。実際問題、できなかった。9月なんて絶対無理だと思う。今日合意したこととか、協議会の要領を鑑みれば、そんなことは不可能だと思う。

課長 区としては、皆さんからそういう話があったが、9月に実施、その前に引き継ぎ

期間、もちろん3カ月を設けるし、9月以降も職員のフォロー体制を検討していく。フォロー体制については翌年の3月まで検討していくということである。そういう中で、引き継ぎプラスフォロー体制ということで円滑な委託の実施ができるよう対応していけるという考えのもとに判断した。

保護者 今までの話を聞いていると、すぐ業者を決めたいとか、そういう話が何回も出ている。協議会が続いていくという話だが、業者が決まるまで何も協議会でやっていないではないか。部長が、案を昨年に提示しているというが、勘違いしているのではないか。説明会は3回やったが、そこで我々としては、このままでは全然無理だと言っている。そういう状況のなかで協議会ができたと認識している。協議会の運営規定も今議論したばかりだ。これから中身に入るのが我々のスタンスだ。仕様書などの掲示が昨年あったかもしれないが、突っ込んだ中身というのは説明会では聞いていない。これはおかしい。どうして4月にプロポーザル公募をするのかという質問をさっきしたわけではないか。全然回答になっていない。区として所信表明した、区としては4月ということにした、との一言で私たちは納得できない。これは協議会である。勘違いをしている。

部長 改めて区のスタンスを申し上げる。17年4月に1園、光八を民間委託する、これは公に計画として話させていただいた内容だ。したがって、4月に実施するというものを、延期するなら、具体的にどういう形で延期するのかを示す、これは区として当然のことだ。その中で、ではいつがいいのかという話は当然ある。説明会等で何度も申し上げているように、今、保育行政が置かれている状況を勘案すると、さまざまな要因から考えても、早期に民間委託の実施をしなければならない。そういう意味では、17年4月がベストだと私自身は思っているが、それが具体的な形で難しい。ではどうするかであるが、実務的な課題について整理をして、できるだけ早く実施していくというのが区の基本的なスタンスである。

保護者 去年の8月にしっかりとした仕様書が出ていれば、17年4月だってできただろう。スケジュールの話をはっきりさせるのが区の責任だと言ったが、去年の12月にプロポーザルをしなかったのが延期したということは聞いていない。保護者は8月から今まで、ずっとそう思って不安でいる。約束を守ってもらえないことがいっぱいある。この協議会だって、あってもなくても一緒だよって心の中では思いながらつくっているように思える。言いたくないが、この協議会の案も保護者から出している。本当に協議会を推進するつもりだったら、区のほうから段取りをして、会則も規定も出して協議会を運営したらよかったのだ。協議会をやってほしいと9月から言っている。ぎりぎりになるまで何もしないで、スケジュール出した瞬間に4月からやるというのはないだろう。何を考えているのか、と区長にはっきり言ってほしい。

部長 区は3回の説明会をして、3回目で皆様としてはこういう説明会ではだめだということだった。それに対して区も受けとめ、10月22日に協議会の大枠を皆様に示した。皆様からも具体的な協議会の案を示されたので、検討して開始もさせていただいた。条件として、対話集会と全体協議会についての要請があったと認識している。それについても、対話集会もしたし、全体協議会についても開催についての全体準備を進めている。そういう意味では、皆様と協議を進めるためにやってきたつもり

だ。資料についても、皆様からも要請があったので、4回、5回ぐらいに分けて既
に示させていただいている。そういう中での今回の協議会の立ち上げだから、区と
してはできるだけ早いペースで協議会を開催してもらいたいことを話した。なか
なかに現実問題として困難な点もあり、2週間に1回のめどが立ったということである。
区としてはその流れの中でぜひ協議を今後進めていきたい。

保護者 違う。全体協議会を立ち上げてと言ったけど、次回の調整会は3月26日だ。

保護者 立ち上がっていない。

部長 立ち上げの準備を進めているところだと申し上げた。

保護者 やっているふりをしたらいいというふうに見える。一応最低限のルールだけを守
ればいいたるうって見える。

保護者 9月に開始することの負担って、どの程度と考えているのか。

保護者 区の都合とかいろいろあるかもしれないが、僕らの子ども、何で9月なんだ。4
月に先生が変わって、何でまた9月に変わるの。こんなこと、ほかの区ではないだ
ろう。どこにあるのか。大人のメンツだけだ。私たちの子どもをそんな大人のメン
ツでしわ寄せ食らわせるのはやめてほしい。部長、区長に進言してほしい。

保護者 子どものことを思っているのだったらそうしてほしい。

保護者 未来の子どもたちのためにならない。23区から、練馬区は何だと思われる。

保護者 全国だ、これは全国でもない。

保護者 あり得ない。

保護者 調査されたのか、ほかの自治体であるかどうか。

保護者 年度途中の予定を4月に切りかえたのはあるが、そこまでわかっていてやろうと
しているのか。

保護者 だれのための保育行政なのか。

保護者 子どものためではないのか。

保護者 民間委託のいい形をつくって、ほかの自治体から、練馬方式だったら大丈夫な民
間委託だといわれるためにも協議会ってあるべきだ。9月の委託なんて考えられな
い。練馬方式は最低だということになる。

保護者 そうだ。私たちも一生懸命時間を割いていいものにしようと思って、協議会をや
ろうとして、その矢先にこんなことをされたら、いきなり殴られたような感じだ。

保護者 決めるときは区長の独断なのか。こういうふうにやりたいという相談とかはある
のか。というのは、部長が前に言われたことを読んでいたら、いいことを言ってい
る。例えば、9月4日の説明会のときに、「行政計画とは、執行責任者、行政が責
任を持って計画を立て執行していく責任を負うという性格のものである。執行して
いく上で、当事者、つまり住民の皆さんの意見を聞き、反映させていくというこ
とは、住民自治という地方自治の本旨であると思っているので伺っている。」と言
っている。1月21日にいただいた資料の中に、「この民間委託に関して影響を一番に
受けるのは子どもたちと認識している。もろもろの課題に対する具体的な対応は協
議会の中で検討、協議を重ね、対応していく」と書かれている。今やっていること
と、これらは矛盾している。もしかしたら、本来自分たちがやりたくないことをや
らされているのかなと思う。たまたま区長が言うからそれに従わなければいけない。

9月と言われれば、9月から逆算して4月にプロポーザルをしなければ間に合わない。引き継ぎ期間2カ月というのは、1カ月ふやせばきっと納得するだろう、と感じるわけだ。保育課は保育のプロだろう。我々の言葉もよく聞いているだろう。しっかり報告し、こんなことはしないように進言すべきである。部長たちは、2年か3年で異動になるだろう。おれたちの子どもはどうするのか。

部長 年度途中の9月の委託開始に対して、皆様のご意見をお聞かせいただいた。私も、全体の行政の中でどうしてもしなければならないという認識で行政計画を立て、その実施に向けてやっている。そういう中で、皆様からの意見もきちんと受け止めてやっていかなければならないと考えて、説明会、協議会、対話集会、その他さまざまな形でやらせていただいている。皆様との協議も進めていきたいという思いが依然としてある。ただ、冒頭申し上げたように、今の行政として早期に民間委託を実施しなければならないという認識、これについてはいささかも変わっていない。そういう中で実務的に、当初2カ月の引き継ぎ期間については、3カ月にしたいということで、示している。繰り返しになるが、事業者を決めて、事業者とともに年間保育計画の維持、継続について万全を期していきたい。それだけではなく、皆様のご意見を聞きながら中身を組んでいきたい。そういう中で9月に実施をしていくということを判断したものである。

保護者 助役との対話集会でも、そんなに切迫してやらなくてはいけない理由は出てこなかった。早急にと言うが、このようなペースで仕事をして頂いていたら、私たちからすれば、18年4月だって早急だ。しっかり仕事をして頂ければ、18年4月はできるかもしれないけれど、9月って何ですか。

保護者 部長が言っていることは、私たち親がおかしいことを言っているような、そんな言われ方を感じてしかたがない。確認したいのは、協議会の要領、我々から案として出したが、最終的には区から出ている。区の今の対応は全然誠意がないように思える。それから、検討事項項目色々あるが、これをやっている限りは、申しわけないが、プロポーザルなんかやったら本当に怒る。

保護者 怒るといふか、できないだろう。

保護者 これは、最終的に区が出した文章だ。

保護者 最初から、選定を先にして、今回出されているみたいに、途中で見切りをつけてやっしまおうという考えだったのか。

保護者 どこまで協議するつもりだったのか。

保護者 検討事項、区で出しておいて、どうするつもりだ。

保護者 置き去りにしてプロポーザルをするのか。

保護者 協議会の行政執行責任、どうするつもりだ。

保護者 こういうことするから、形骸化しているのではないかと見られる。たった3回でどうやってするのか。

部長 最初から事業者選定はやるつもりだったのか、について答える。事業者の選定は、区の責任でやるものだと思っている。したがって、いつそれを行うのかということについては最終的な判断は区であると考えている。しかし、それに至る選定の基準については、ぜひ皆様の意見をいただきたいということ、再三申し上げている。

検討項目の中にも入っている。したがって、そういう協議の中身、これについては当然私どもとしても皆様方と協議をしていきたい。しかし、先ほど申したように、委託の必要性、時期の問題など総合的に考え、ぜひこの日程で行いたいということで改めてのスケジュールを提示した。

保護者 そんなお題目なんかさ、要らない。具体的にどうやってやるのか聞いている。

保護者 全然日本語になっていない。

保護者 民間委託について、行政執行責任はあるのか、ないのか。

部長 当然、行政の執行責任だと思う。

保護者 協議会は、行政執行責任というのは発生するのか、しないのか。

部長 協議会というのは、皆様との話し合いの場だから、行政執行責任で言う執行というものではないと思う。

保護者 協議会を行い、民託につなげるという責任はあるわけだ。

部長 それは執行責任とは別の次元の、皆様の意見をできるだけお聞きしたいという区の姿勢の問題である。

保護者 聞かなくてもいいということだ。

保護者 責任を持たない、と言っている。こんな協議会、意味なくなる。

保護者 では、やってもやらなくなくてもいいのか。

部長 この問題については皆様の意見をぜひ聞きたいということで、私どもも協議会の中で続けていきたい、協議を深めていきたいと、考えている。

保護者 聞くだけではないのだ。

保護者 っていない。協議はお互いに合意して進める。ここはどうしよう、ここはどうしようって進めていく。さっき部長が合意を目指すと言ったばかりだ。

部長 合意を目指すとは言っていない。合意したものは遵守をしていくと約束はする。合意ができないものもあるだろうし、合意ができないものについては、皆様の趣旨はできるだけ生かしていきたいと言った。

保護者 合意できないところは細かいものだと言ったではないか。

部長 協議会については、皆様の意見を聞く場であると思っているから、さまざまな具体の課題について意見を聞くということで私どもは臨んでいるつもりだ。

保護者 協議会は、合意できることなんて本当はどうでもいい。合意できないところをどうやってお互いにやるかというのが協議会じゃないか。そこをないがしろにして協議会とは言わせない。

保護者 説明会と変わらない。

保護者 合意できないところを詰めるのがほとんどだ。合意するところは、確認事項だけだ。合意できないところが、そんな軽いのでは、おかしくないか。

部長 軽いとは思っていない。

保護者 軽い。

部長 まさに協議の内容そのものが、合意がなかなか難しいものについて協議をされているものだとして私どもは認識している。

保護者 そうだ。それで、4月公募で書いてみてほしい。3回で何を協議するのか。ホワイトボードに日程が書いてあるから、一緒に書いてほしい。

保護者 子どものことを考えながら書き込んでほしい。

保護者 それがあって4月と言っているのではないのか。それもなしで4月にやると言うのか。アイデンティティーがない。何をやりたいか、書いてほしい。

保護者 3回の内容を示してほしい。そちらが思っていることを書いてほしい。

保護者 書けないのか。一緒にするとやっている。

保護者 考えがあって4月と言ったのだろう。提示してほしいと言っている。

保護者 何も考えずにただ4月と言ったのなら、部長、それは8月と変わらない。

保護者 部長は、最後は豊洲と同じことをやろうとしている。

保護者 書いたら、それができる理由も一緒に教えてほしい。そこに書いてあることを書くのだろう。夏以前に戻っているよ。せっかく積み上げてきて、信頼しているものを区のほうからどうして戻すのか。

保護者 部長、この協議会の要領というのは区長にも読んでもらっているのか。

部長 当然である。

保護者 では、そっちが1人ずつ誠意を持って読み上げてみてほしい。

保護者 部長、本当に誠意があるのか。1人ずつ言ってみてほしい。

部長 私は協議会に誠意を持って臨んでいる。

保護者 では、何でこんな認定が出るのか。

保護者 おかしいと思わないのか。

保護者 たった3回でどうやるのか。出せないのだろう。頭の中には何もないだろう。

保護者 協議会の最初でも、子どもの安全と、子どものことをとにかく考えてやっていきたいと、その趣旨のところでは最初に話をして、それは当然だという回答をもらっている。子どもたちのことを考えるよりも、とにかく早くプロポーザルをやらなくてはいけないとか、こういうスケジュールの方が大事なのか。

保護者 どうして9月にやらなければいけないのか。

保護者 引き継ぎ期間を3カ月に延ばしたというのは間違いだ。間に夏休みがある。実質2カ月だ。一月延ばしたなんていう言い方は今後やめていただきたい。

保護者 そこだって、延ばせばいいのか、そういうところから議論するための協議会ではないのか。勝手に自分で考えている。

保護者 場合によっては引き継ぎが長過ぎるのもよくないという説もある。そこら辺も検討しなくてはいけないのに、その検討もなしにプロポーザルして事業者を選んで、決まったらそれは足かせになる。なぜそんなに急いで限定しなくてはいけないのか。

保護者 何か理由があるのか。

部長 事業者選定はぜひ早期にやりたいと、これは確かに区の基本的な考え方としてある。区としては事業者を早期に決定することによって、新しい委託園の保育水準の維持、これについて具体的な形で協議を進めていきたい、話をしていきたい、そして引き継ぎをしていきたい、それはもう区としての基本的な考えとしてある。それが子どもたちのためになると考えている。

保護者 その理論は何だよ。

保護者 新しいものって、どういうのものか。

部長 事業者が新しく決まって、今まで行っていた区の保育の質をきちんと反映をさせ、

継続させていく。その具体的な方策、それらについて1つ1つきちんと約束をさせ、そして立証させていきたい。そのためには事業者についてはできるだけ早く選定をしていきたいというのが区の考え方である。

保護者 その基準をあらかじめつくって、それを守れるという人が手を挙げて、そういう人たちに引き継ぎをしていってもらおうというのが私たちの考え方である。最初に事業者を入れて、それをトレーニングして行って、そういうふうには考えていない。

部長 よくわかる。だからこそ、協議会の中で皆様から、こういうポイント、これについて選定基準の中に反映してほしいという意見をぜひお聞きしたい。

保護者 まだそこまで入っていない。書いてもらっていない。

保護者 3月までに決めるのではないのか。

保護者 3月いっぱいという仕様ができるのであれば、私たちはこんなに言わない。でも、今までのやり方を見ていると、とてもではないが、できないだろう。立場もわかるが、区長に言って、考えを変えさせてほしい。

保護者 もっと堂々としてくださいよ、皆さん。うつむいてばかりである。

部長 はっきりと申し上げているつもりだ。皆様の今回の示したスケジュールに対する考え方は、きちんと受けとめさせていただく。

保護者 ホワイトボードを待っているから、その間にちょっと伺いたい。委託開始の時期の9月と4月の違いについて、どの程度認識があるかを伺いたい。

課長 年度当初前に年間保育計画を立て、それに従って1年間が動く。もちろん4月はクラスや教室も変わったりということで、環境の変化がある。5月の連休明けぐらいにお子さんが落ち着いてくる、と聞いている。区の考え方としては、それから引き継ぎ期間に入る。徐々に、園長候補・主任候補、それから、クラスリーダー等々、そういう事業者が入っていく。徐々に事業者も把握をし、お子さんに慣れていきながら9月を迎えるという流れだ。夏休みでいない期間はあるが、丸々いないとはとらえていない。6、7、8の3ヶ月の引き継ぎ期間と捉えている。

保護者 9月の前後は、運動会とかの行事があったりする。そこに向けて先生たちと子どもたちが一緒にテンションなり、モチベーションを上げて行って行事に向かっている。それは大人の僕たちにしてみれば、あんな小さいところでちょろちょろやっているだけのものかもしれない。課長が去年見たと思うが、そういうのも一緒に高めていったら、相手の顔が変わってしまうことになる。

課長 10月はどこの園も運動会等の行事の月だから、その前からいろいろ準備をされると思う。そういう中でも、新しい事業者が決まって、引き継ぎ期間で派遣されてくる。事業者の職員が来ているので、行事に向かってお子さんと一緒にやっていただける。急に全部の職員が変わるのではなく、徐々に引き継いでいくのである。

保護者 それは大人の理論である。

保護者 4月に先生が変わり、子どもはすごいストレスになる。5月の連休ぐらいになって慣れたから、それでは次のストレスを受け入れられるって、そういうことではないと思う。年度途中というのは、1年間に2回もそんなに大きなストレスを子どもにかけておいて、何でそこまでして9月でなければいけないのか全然わからない。例えばだが、なぜ18年4月でいけないのか。全然わからない。

保護者 半年前にしなければいけない、区が困ることがあるのか。保育行政はそれで何か支障があるのか。

部長 17年4月、これがあくまでもベースである。その中で実務的な問題、それからまた、協議会の設定をした。当然、日程の問題であるから、18年4月の向山とつつじのこともある。

保護者 それは区の都合ではないか。違う違う。僕らが言っているのは子どものことである。部長、区議会で子どもは1週間で慣れてというような答弁をしたのは、本当か。

課長 部長はそういう発言はしていない。

保護者 それは失礼した。

保護者 部長、全体協議会のための調整会議で、年度途中の委託もあり得るのかという質問に対して、それは光八との協議会の中で決めていくことだという答だった。1年のスパンの中での保育も大事であるとも言った。同時に、途中での切りかえについては協議していくなかでと言っている。私たちと協議はしていないし、ここで協議することにもなっていない。どう考えているのか。全部うそか。

部長 協議会の中で、その推移を見守って、新しいスケジュールについては区が判断をしてお示しをするということのを助役が対話集会で申し上げた。2月5日には皆様からも要請をいただき、今、判断すべき時期ということでお示しをした。

保護者 全体協議会のための調整会議の発言を言っている。助役の対話集会ではない。

部長 それを受けての話である。

保護者 ということは、協議はしないということか。

部長 協議をしないとは言っていない。協議の日程については確かに厳しいスケジュールになるだろうが、協議をしていきたい。密度を上げて協議をしていきたい。

保護者 年度途中の切りかえについても協議をすると答えているが、いかがか。

部長 それはスケジュールを示すという意味で申し上げた。

保護者 スケジュールを示すということは協議しないということか。

部長 スケジュールについては、あくまでも区がいつ民間委託を実施するかということであり、これは区が判断するしかないと思っている。

保護者 しかし、区から出ている資料で、スケジュールはこれから協議すると書いてある。

保護者 今回出てきているものも、あくまで案だと思っていいということか。

部長 これは区の考え方として皆様に示したものだ。

保護者 示したというのは、どういうことか。まさかこれは決定事項ではないと思うが、いかがか。決定していないことが何で所信表明に出てきたのかよくわからない。

保護者 区の組織として機関決定して、皆様に示した内容だ。

保護者 どうして協議もないのに決定してしまうのか。

部長 スケジュールについては区が民間委託の執行責任者として判断すべきものだと考えている。

保護者 判断はいいが、その前に協議があってしかるべきだ。どうして協議を1回もしないでいきなり決定するのか。

部長 スケジュールを示してもらいたいとの皆さんの要請をいただき、区としてもそうすべきと判断した。

保護者 そこで、保護者側のせいにするな。

部長 していない。要請のうえで、区は区としてスケジュールを示すべきだと、あくまでも区が主体的に考えて皆様に示したものである。

保護者 スケジュール案を示したのだから、これをはっきりしてよ。協議会で決定するのだろう。協議会を一方的にないがしろにするのか。

部長 委託化に向けて具体的な事業者の選定基準のあり方、またそれに向けてどういうポイントで基準作成していくかということについては協議項目になっているという認識をしている。スケジュールそのものは協議のポイントではない。

保護者 それはうそである。それはおかしい。

保護者 1月21日配布資料のNo21スケジュールのところに「今後の協議会で協議していきます」と書いてある。

保護者 だから、今、突っ込まなくてもいいと思っていた。

部長 協議会要領の中で検討項目について皆様に示した際に、事業者の選定基準等について協議していくと整理をした。したがって、スケジュールそのものについては協議項目とは考えていない。

保護者 うそ言っている。やる気ないだろう。

保護者 こちらは真面目にやろうと思っているのに、いい加減にしてほしい。

保護者 何のための協議会なのか。

保護者 読んでいないのか。頭に入っているのだろう。

部長 これについては、区として、スケジュールの改訂版を皆様に示した。それについて不完全であると皆様が評価された。したがって、どこが不完全なのか、協議会の中できちんと説明し、協議をさせていただく。スケジュールそのものについての協議ということではないと考えている。

保護者 おかしい。そう読めない。

保護者 何を言っているのか、全然わからない。では、これだって不完全だ。

保護者 全部不完全だ。

保護者 スケジュールと日時をはっきりしないで、進められるか。

保護者 日程だけ出すのがスケジュールではない。その内容をもって、あわせてスケジュールと言う。

保護者 区はマスタープランをきちんと考えていない。こちらも前から話をしていたではないか。資料が出てこないで、では協議会の中でそういう話も詰めていこうという認識でいるのに、いきなり所信表明の形で出てきたら、もうほとんど裏切り行為である。

保護者 協議会で合意したことしか公開しないという約束なのに、全然話もしていないのに、いきなり議会で公表するというのは、どういうことか。

保護者 区長を協議会に呼んでほしい。

部長 区長は議会に対して説明する責任を持っている。しかも議会には陳情が4本出ている。また、議会審議でも、この問題については大変関心が高い、そういう中で議論が進んでいる。したがって、今回の区の判断は大きな影響を与えるものである。皆様に示す以上は、議会に対してきちんと説明しなければならないと考えて所信表

明をしたと理解している。

保護者 保護者と、議会と、どっちが先だと思ったのか。

部長 皆様にも示したと思っている。2月10日はたまたま議会の初日の所信表明だったということも当然関係している。

保護者 (ホワイトボードに書かれた協議会スケジュールを見て) 随分とおもしろ過ぎる。プロポーザルは4月当初というが、そこに書いてあるのは4月中旬まで食い込んでいる。それ自体が何も考えていないということだ。区が言うやりかたでも、3月末までにそれは終えなければいけないのだろう。それなのに4月中旬まで食い込ませている。それ自体、もう破綻している。全部おかしい。

保護者 合意した要領に基づいて、協議項目を今日話し合うのではないのか。それで、保護者側からこれを出したのである。

部長 今の段階で区としてどういう考え方があるのかということだったので、このような形で示した。プロポーザル公募に必要なのは応募要領ですから、それについては3月中にぜひ皆様の意見を聞きたい。選定に入るのは4月中旬過ぎだから、それまでにはぜひ皆様の意見を伺いたい。

保護者 そんな追っかけの自転車操業みたいなことで大事なことを決めないでほしい。

保護者 示して意見を伺っただけで決まるのか。

保護者 それでは、説明会と同じではないか。

保護者 議論のなかに子どもがいないね。

保護者 合意できないことは合意しないと言っているからいいのか。

保護者 これが練馬区の姿勢なのか。

部長 合意できなかったものは皆様の趣旨をできるだけ生かしていきたい、協議会はそうあるものと思っている。保護者として、利用者としての意見が当然あるかと思うので、私どもにお寄せいただきたい。それについて議論をさせていただきたい。

司会 スケジュール提示の文書を見たときに、8月11日の「保護者の皆様へ」という文書を思い出した。本日も8月21日の第1回説明会と同じ席についているような錯覚さえ覚えるような状況だ。ただ、違う点があるとすれば、協議会を持っていることだ。その協議会を守るためには、次の協議会について決めなくてはいけない。7の次回の協議会に議事を進める。イ、今回の積み残し事項についての確認をする。

保護者 協議項目案に日付を入れるのと、順番である。

司会 区側はいいか。これについて次回は議論するということでよいか。

課長 協議するということは結構である。

部長 保護者側から提案の協議項目内容について区としての考え方を示す。その示し方だが、どういう形で示せばよいか。保護者提案どおりでよければ問題ないが、違う場合にはどう示せばよいか、聞きたい。この進め方では、区としては困るよと、こうしてもらえないかという区の家があるとして、その案を次回に出してよいか、事前に出すべきかを伺いたい。

保護者 それは事前をお願いしたい。

司会 協議項目内容だけをやるということになると、次の協議会で決まることはこれからの協議項目の内容になる。その内容には入れない。それでよいか。

部長 それらを含めて私どもとして判断をするということだ。

保護者 そうではなくて、今、決めなくてはいけないのは、次回、何をやるのかということだ。前回、約束したことを言っているだけである。

部長 区としては、次回にはこの検討項目と、合意を得た上で直ちに検討協議項目の中身の協議をさせていただきたいと、申し上げた。

保護者 順番が決まっていないから、どこについて話に入るかがわからない。というのは、資料の問題とか、いろいろある。

部長 できるだけ早く、そうしたお示しを事前にさせていただく。

保護者 日程について、いつぐらいかというのは出るか。

部長 その日程の前に、次回の協議会の日程については、区として3月5日、6日をお願いしたい。その日程がよければ、このルールにのっとった形で、この検討項目については事前に示したいと考えている。

司会 よろしいか。（了承） 次回必要とされる資料の確認はできない。現時点での資料と、今、出すと言ったものが次回の資料だ。それでいいか。

課長 了解する。

保護者 次回に追加の資料をお願いしたい。2月16日の議会で部長答弁で、1園当たり2時間の延長拡大サービスをして4,000万円程度、という背景となる資料である。

部長 議会の議事録を確認したうえで、資料として提出する。

司会 それも次回協議会に間に合うのか。

部長 了解する。

保護者 部長の日程についての資料は、今日の協議の資料に間に合っていないから、普通は第3回の協議会で取り扱われるべき資料である。

部長 前回も話したが、区としては資料として考えていない。

保護者 資料ではなくて何なのか。

課長 新しいスケジュールを2月10日に出すことは、前回の協議の中で資料として出すならば、ルール上、日程が間に合わない。見解の相違はあるだろうが、出すことが第一だったという認識をしている。

司会 よろしいか。では、次回の議事項目には入らないということだ。

保護者 日程はわかった。4月から9月までどういったことを考えてスケジュール立てしているのか、その内容を教えてほしい。どういうことをやっていくのか、保護者がわかる形で示してほしい。

部長 大体2週間のスパンということでよければ、区として協議内容として考えている協議会のスケジュール案の資料として示すことでよいか。

司会 よろしいか。（了承）

保護者 ホワイトボードの想定した日程の部分は、決定事項ではない。予定のところはわかるように囲って、メモとか表記してほしい。

司会 第2回協議会は終了でよいか。区側、保護者側、結構か。（了解）

司会 では、これで第2回の協議会を終了する。